

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当 4 月から月額が変更となります

児童扶養手当		平成 30 年 3 月分までの手当額 (改定前)	平成 30 年 4 月分からの手当額 (改定後)
本体額	全部支給	42,290円	42,500円
	一部支給	42,280円～9,980円	42,490円～10,030円
第2子加算額	全部支給	9,990円	10,040円
	一部支給	9,980円～5,000円	10,030円～5,020円
第3子以降加算額	全部支給	5,990円	6,020円
	一部支給	5,980円～3,000円	6,010円～3,010円
特別児童扶養手当		平成 30 年 3 月分までの手当額 (改定前)	平成 30 年 4 月分からの手当額 (改定後)
1 級		51,450円	51,700円
2 級		34,270円	34,430円

### 心身障害者福祉

#### 手当などの支払い

○20歳以上65歳未満で、心身につきのいづれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。

①身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方

②愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方

③脳性マヒまたは進行性筋萎縮性を有する方

都制度 月額

1万5500円

町制度 月額

1万6000円

町制度 月額 6400円

\*ただし、所得制限があります。

○精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方

町制度 月額 5000円

\*平成29年12月～30年3月分を4月16日(月)に指定口座に振り込みます。

各種手当など

### 高齢者緊急通報

#### システム協力員

#### 活動報償費の

#### 支払い

平成29年度分(29年4月から30年3月分)の活動報償費を支払います。  
〔金額〕担当されている利用者1名につき月額5000円(年度満額6千円)

○年度途中に協力員となられた方には、担当されている緊急通報システム利用者が機器を設置した月の分より支払います。  
○年度途中で機器を撤去された利用者の協力員には、撤去された月の分まで支払いません。  
\*4月25日(水)に協力員の指定口座へ振り込みます。

## 奥多摩町障害者自立支援協議会講演会

町では、障害者への理解を深めるため、自立生活センター一東大和理事長・海老原宏美氏をお招きし、町在住の障害者や障害者の家族と講演会を行います。

〔日時〕5月19日(土)

開場 午後1時30分～

開演 午後2時～

〔会場〕文化会館 多目的ホール

〔演題〕おきたまふうバリバラ「当事者として…」

海老原さんと語ろう!地域でいきていくこと

\*詳細は4月25日全戸配布の講演会チラシ参照

事前申し込みは不要ですので、当日直接会場へお越しください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777